

入札の御案内

令和5年度 第6回 (立木)

立木資格付一般競争入札物件明細書

令和6年2月15日(木) 9時30分入札開始

茨城森林管理署入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

茨城森林管理署

〒310-0852 水戸市笠原町978-7
TEL 050(3160)6005
FAX 029(243)7125

公 売 公 告

令和6年1月15日

分任契約担当官

茨城森林管理署長 金谷 範導

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し**現物熟覧**のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年2月15日（木）

入札開始 9時30分 （※受付開始9時15分、受付締切9時30分）

※1号物件から順次、締切り、開札を実施します。

2 入札及び開札の場所

茨城森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署

（2）到着期限 2月14日（水） 17時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

物件番号ごとに内封筒（物件番号記載）に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお入札書の日付は、入札日当日として下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙4「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和６年２月２２日（木）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、**契約締結日から起算して２０日以内**とします。

１２ 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）の定めるところにより認めます。（**年利０．５９％**）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（２）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（３）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（１）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（２）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することと可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を茨城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（３）引渡を受けた時は（みなし引渡しを含む）、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、物件引渡領収書を茨城森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（１）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：茨城森林管理署又は茨城森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：茨城森林管理署で閲覧して下さい。

茨城森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ibaraki/index.html>

（２）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、茨城森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

(4) 買受人は、搬出完了時延滞なく管轄森林事務所へ搬出済届を提出していただきます。

(5) 適格請求書(インボイス)の交付について

適格請求書(インボイス)の交付は売買契約書に別紙8-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書と併せて適格請求書(インボイス)の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点(公布時点)における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙8-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

茨城森林管理署 業務グループ(経営担当)

電話番号 050-3160-6005 FAX 番号 029-243-7125

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 立木資格付一般競争入札に関する一切の件
- 2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

年 月 日

分任契約担当官
茨城森林管理署長 殿

住 所

商号又は名称
代表者氏名

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

第 番札

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

茨城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項（立木販売） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針 3 の①及び⑤は適用しない。
- 2 買い受けた物件の対象木は、全て伐倒、搬出すること。特別な事情により立木を残す場合には、当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）と協議すること。
- 3 事業計画書等の提出及び承認
 - （1） 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書（別紙 5）」を作業に着手する 10 日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、茨城森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2） 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト（別紙 6）」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3） 買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、茨城森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - （4） 買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、茨城森林管理署長の承認された後に着手すること。
 - （5） 買受人は、（別紙 7）立木販売実行に係るスケジュール（新規・変更）を提出すること。
- 4 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を 30cm 程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね 1 割とする。盛土高が 2 m を超える場合は、1 割 2 分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

5 茨城森林管理署長は、1、4の不遵守や、3（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は茨城森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

6 買受人は伐採・搬出・運搬作業の際には、以下の項目を遵守し施工すること

- （1）石標、コンクリート標等の官民境界標識は、国有林と民有地との境界を示す大切なものであり、伐採・搬出にあたっては、毀損、亡失、抜去等のないよう十分配慮すること。万一、毀損等があった場合は、買受人の責任に於いて復元等を行うこと。
- （2）森林作業道の谷側法面に堆積した末木枝条等については、下流への流出防止、造林地の崩壊防止等のため、森林作業道上（路面）の山側2 m以内に安定させたいえ存置すること。
- （3）公道利用における申請については、買受人において所定の手続きを行うこと。また、生活道路の通行にあたっては、当該道路を使用する近隣住民への支障がないよう配慮すること。

7 物件によっては、作業道の作設等に係る搬出支障木を含まないため、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、調査及び事務手続きに時間を要することから、予め余裕をもって該当森林事務所に連絡すること。

また、搬出支障木については、販売物件材積の5 %を超えないように検討するとともに、売払いは1回を原則とする。

8 分収林の振込関係について、民収分の代金は延納を認めません。

なお、民収分納入に係わる振込み手数料は契約者が負担すること。（分収林の振込み手数料については予め、予定価格から控除してありますので申し添えます。）

立 木 販 売 箇 所 の 事 業 計 画 書

提出日： _____

森林管理署長
森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地： _____

名 称： _____

代表者名： _____

電 話： _____

区 分		内 容
場所及び数量等	契 約 方 法	・ 公 売 ・ 随 契 契約月日
	契 約 場 所	・ 国有林 林班 小班
	契 約 数 量	・面積 ha・ 樹種 外・ 材積 m3
	伐 採 方 法	・ 皆 伐 ・ 間 伐 ・ その他 ()
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・ 自 社 ・ 下 請 ・ その他 ()
	作 業 期 間	・ (自) (至)
	搬 出 方 法	・ 架線系 ・ 車両系 ・ その他 ()
	従 事 作 業 員 の 内 訳	・ 作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・ 住 所：
		・ 名 称：
		・ 代表者：
		・ 電 話：
現場責任者等の氏名	現場責任者の氏名等	・ 氏 名： tel
	林業架線作業主任者	・ 氏 名：
	地山掘削作業主任者	・ 氏 名：
	車両系建設機械運転	・ 氏 名：
	かかり木の処理業務	・ 氏 名：

安 全 指 導 等 の 記 録

No.1

指 導 年 月 日 指 導 者 名	作 業 の 内 容 従 事 者 の 数	安 全 指 導 等 の 内 容

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
（１）伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
（２）林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
（３）林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
（４）作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
（５）事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
（６）生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

立木買受業者の皆様へ（協力をお願い）

○種苗事業における精度の高い計画の策定のため、以下の項目についてご回答ください。

- ・提出にあたっては、皆伐のみとし、土場や作業道、林道支障木は不要です。
- ・提出時期は、契約後に「新規」として提出し、その後、着工時や計画の変更が生じた際に「変更」として適宜提出してください。

茨城森林管理署 業務グループ 森林育成担当

立木販売実行に係るスケジュール（新規・変更）

令和 年 月 日

1. 契約者住所氏名			
2. 買受物件の所在			
令和	年度	第	回公売
	国有林		林小班
3. 着手予定月			
令和	年	月頃	
4. 完了予定月			
令和	年	月頃	
5. 棄権（予定）面積			
買受物件については、原則として全て伐採することと定められているものの、特別な事情がある場合においては棄権が認められています。更新面積の正確性を期すため、現状で棄権の発生が見込まれる場合はおおよその面積を記載してください。			
棄権（見込）面積 : 約 h a			

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
茨城森林管理署

売買契約年月日 年 月 日
 売買契約番号
 売買物件の所在場所（分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等）

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額（10%）

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額（10%）
対象金額		

インボイス対象	税込金額	うち消費税額（10％）
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額（10％）
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（分収造林）	3. 0 0 %
2 号物件（分収造林）	3. 0 0 %
3 号物件（分収造林）	3. 0 0 %
4 号物件（分収無し）	1 0. 0 0 %
5 号物件（分収造林）	3. 0 0 %
6 号物件（分収造林）	2. 0 0 %
7 号物件（分収造林）	3. 0 0 %

民・国合わせた割合を記載

※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

立 木 入 札 物 件 一 覧 表

入札 番号	管轄 事務所	伐採種	物 件 所 在 地			樹 種	林 齢	面 積	数 量		見 積		備考
			市町村 大 字	国有林	林小班				本 数	材 積	単 価	金 額	
1	久米	皆伐	常陸太田市 国安町	要害	72 い	スギ外2	60	6.20	9,499	3,821.62			分収 造林
					72 ろ	スギ外3	55	3.34	5,212	2,315.52			
2	七会	皆伐	城里町 下赤沢	大沢	258 は	スギ外3	64	10.80	11,646	6,641.64			分収 造林
3	磯原	皆伐	北茨城市 磯原町大塚	北山	1059 い	スギ外2	60	1.42	2,201	1,330.58			分収 造林
4	花園	皆伐	北茨城市 関本町才丸	才丸山	1033 と	スギ外2	63	0.06	66	44.64			国造
					1033 り	スギ外1	27	0.35	490	161.64			
5	大子	皆伐	大子町 上岡	中ノ内沢	2125 ろ	スギ外4	63	6.06	8,722	4,016.16			分収 造林
6	大子	皆伐	大子町 袋田	峰ノ草	2086 そ1	スギ外1	85	0.25	459	196.02			分収 造林
					2086 そ2	スギ外1	60	0.47	819	403.19			
7	真壁	間伐	つくば市 山口	瀧ノ入	213 わ	スギ外1	39	2.80	311	110.30			分収 造林
計								31.75	39,425	19,041.31			

* 1、2、3、5、6号物件は再度入札物件です（令和5年度実施）。

* 4号物件は林業専用道新設工事に伴う支障木です。

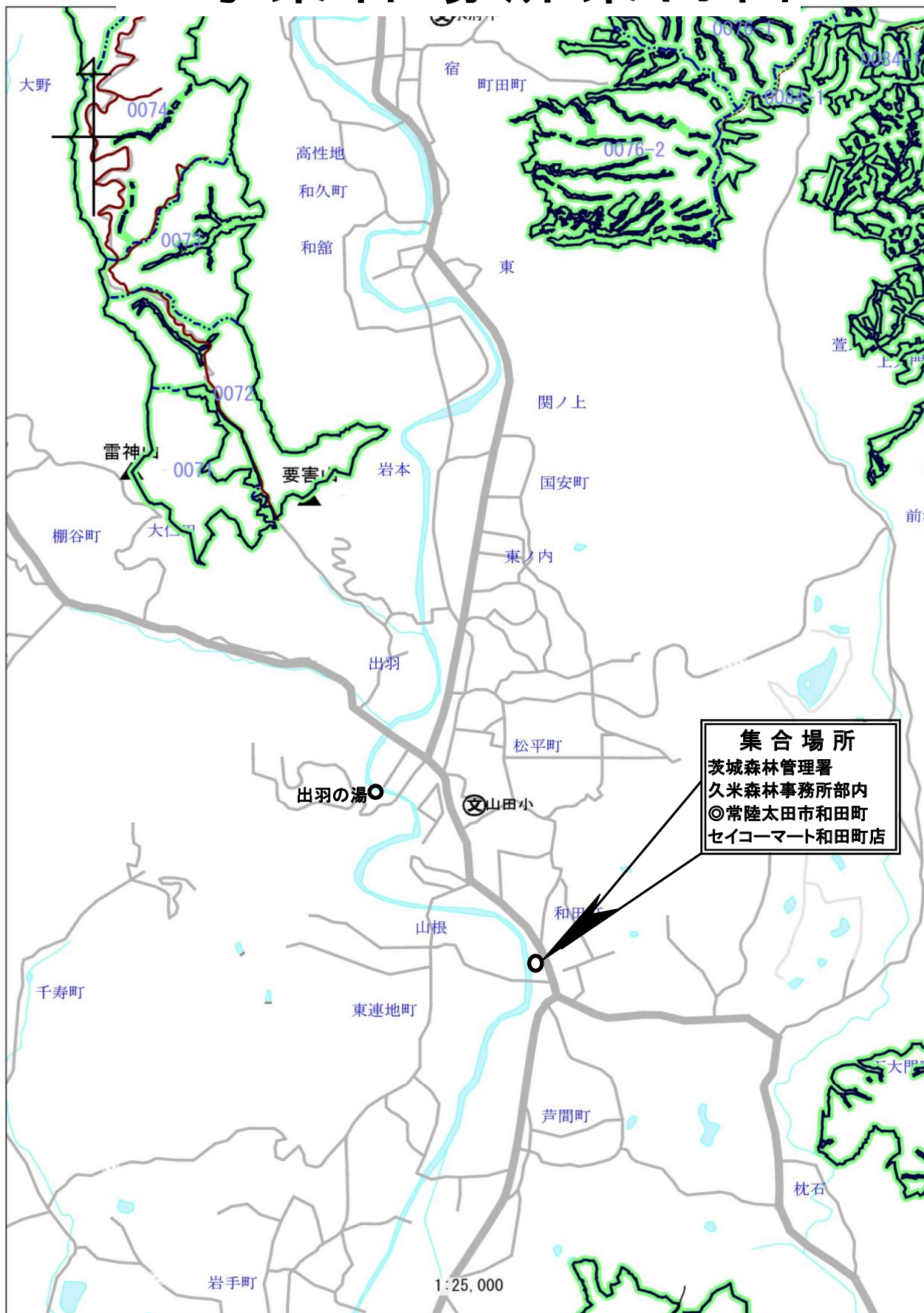
[illegible]

現 地 案 内 日 程 表

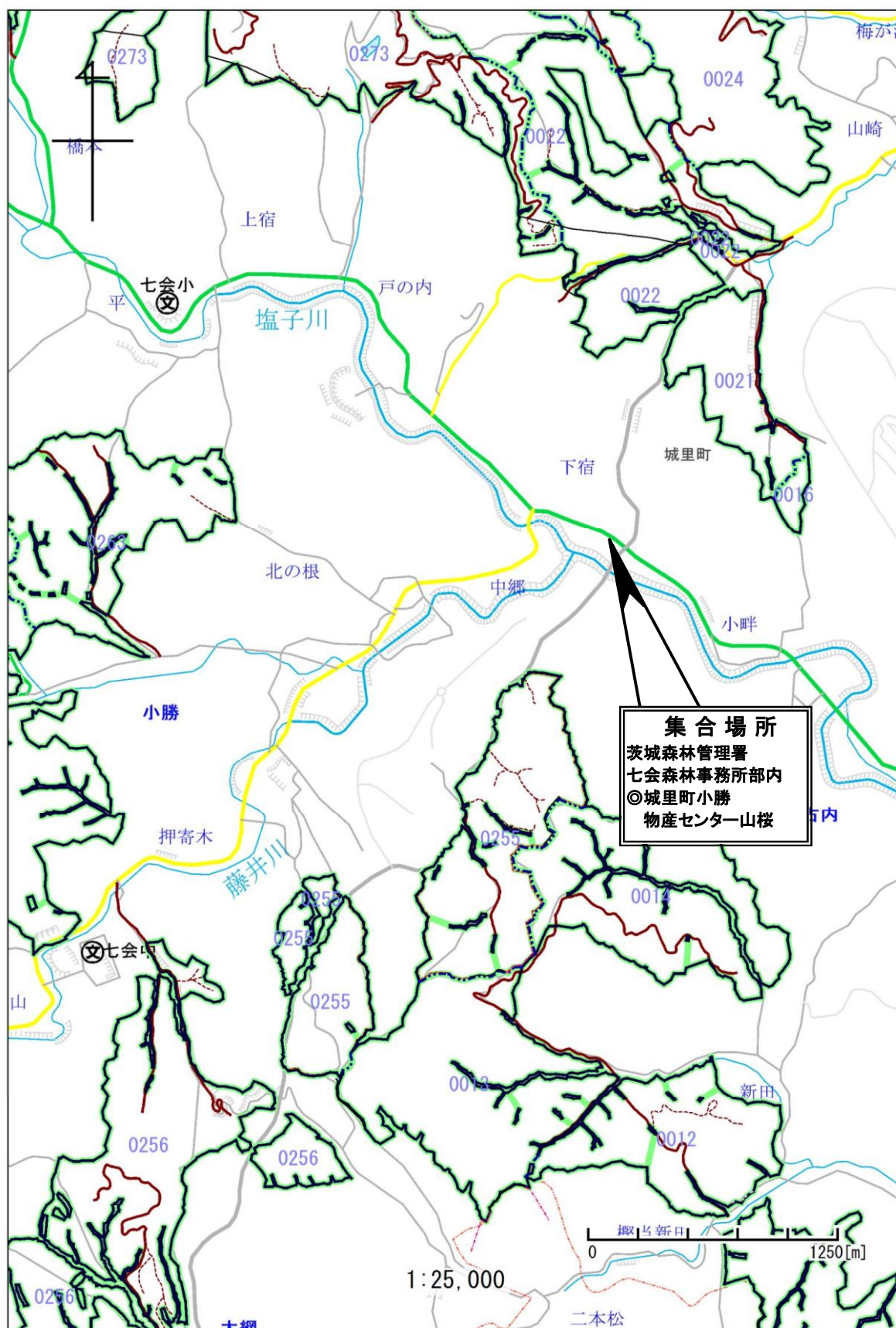
※ 雨天決行

入札 番号	林小班	案 内 年 月 日	集 合 場 所	案 内 者
1	72い、ろ 分収造林	令和6年1月30日(火)	セイコーマート和田町店 午前9時30分	幡森林事務所 首席森林官 谷田部 浩 TEL 0294-72-0699
2	258は 分収造林	令和6年1月29日(月)	物産センター山桜 駐車場 午前9時30分	石塚森林事務所 首席森林官 安嶋 秀一 TEL 029-288-4116
3	1059い 分収造林	令和6年1月31日(水)	水沼ダム駐車場 午前10時00分	磯原森林事務所 森林官 細小路 勝人 TEL 0293-42-0243
4	1033と、り 国有林	令和6年1月31日(水)	水沼ダム駐車場 午前10時00分	花園森林事務所 地域技術官 木口 貴博 TEL 0293-42-0243
5	2125ろ 分収造林	令和6年1月30日(火)	道の駅奥久慈だいが 午後13時30分	大子森林事務所 地域統括森林官 真壁 斎 TEL 0295-72-0611
6	2086そ1、2 分収造林	令和6年1月30日(火)	道の駅奥久慈だいが 午後13時30分	大子森林事務所 地域統括森林官 真壁 斎 TEL 0295-72-0611
7	213わ 分収造林	令和6年1月29日(月)	筑波総合体育館 午後13時30分	真壁森林事務所 行政専門員 安達 義文 TEL 0296-55-0220

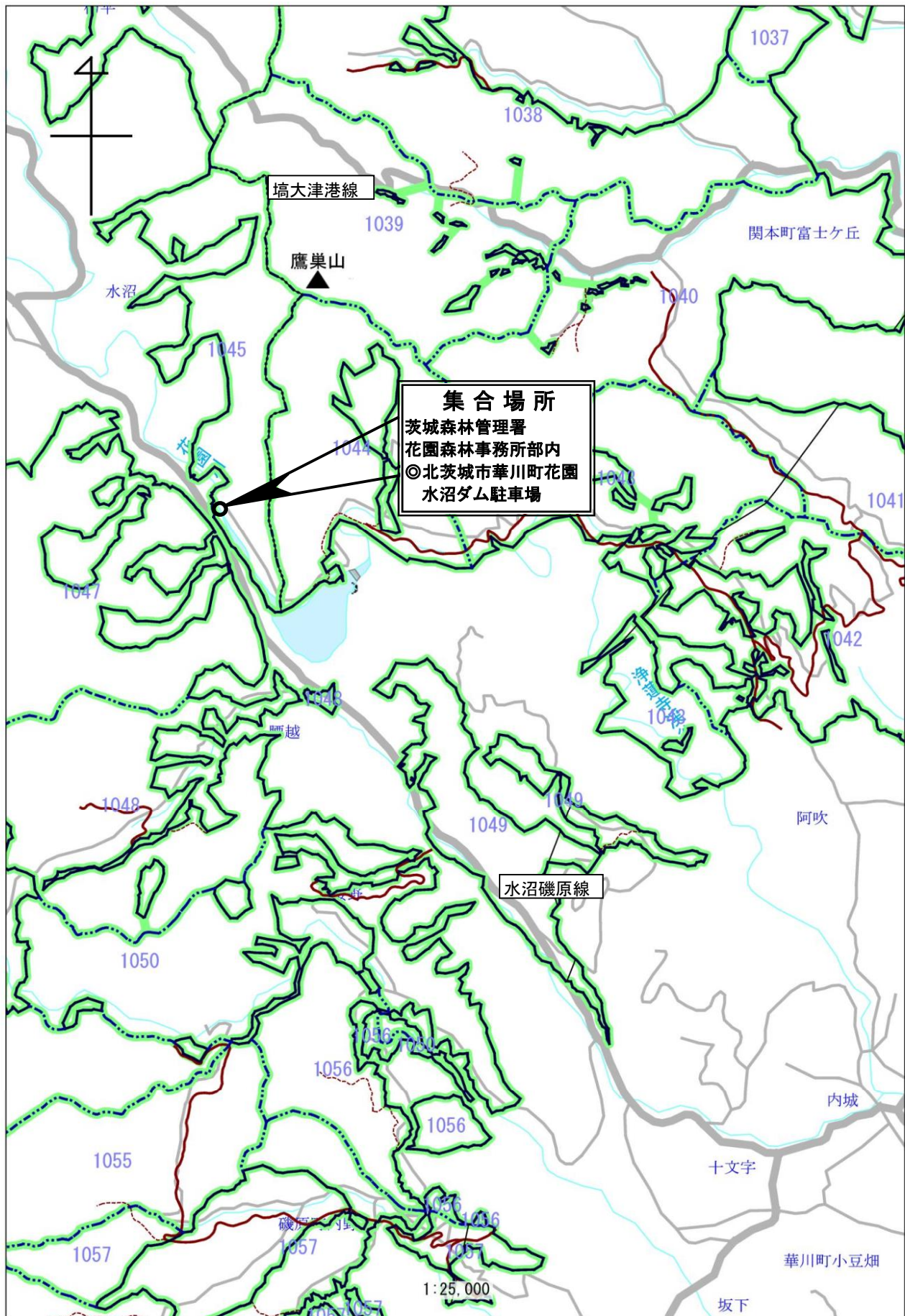
1号集合場所案内図



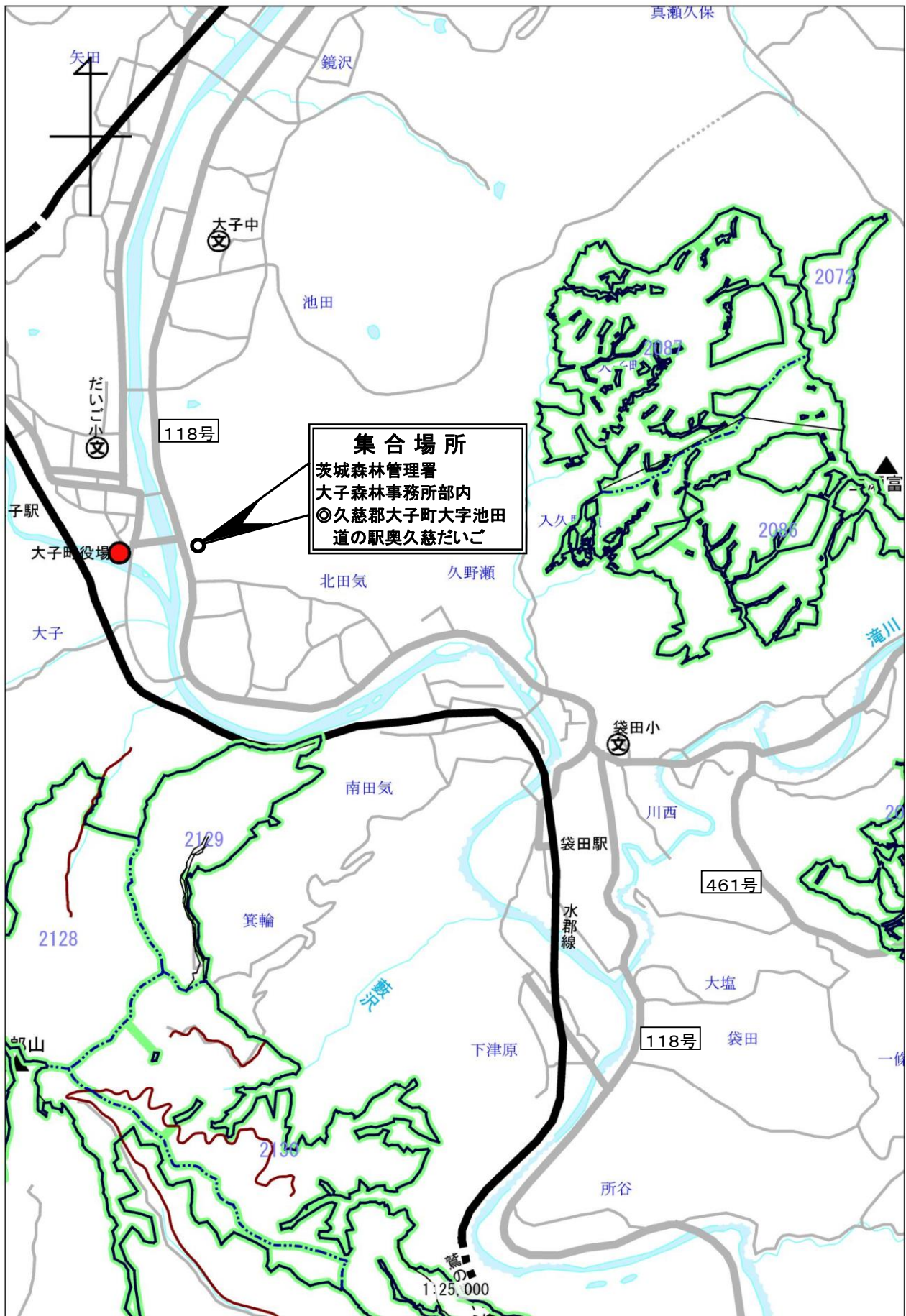
2号集合場所案内図



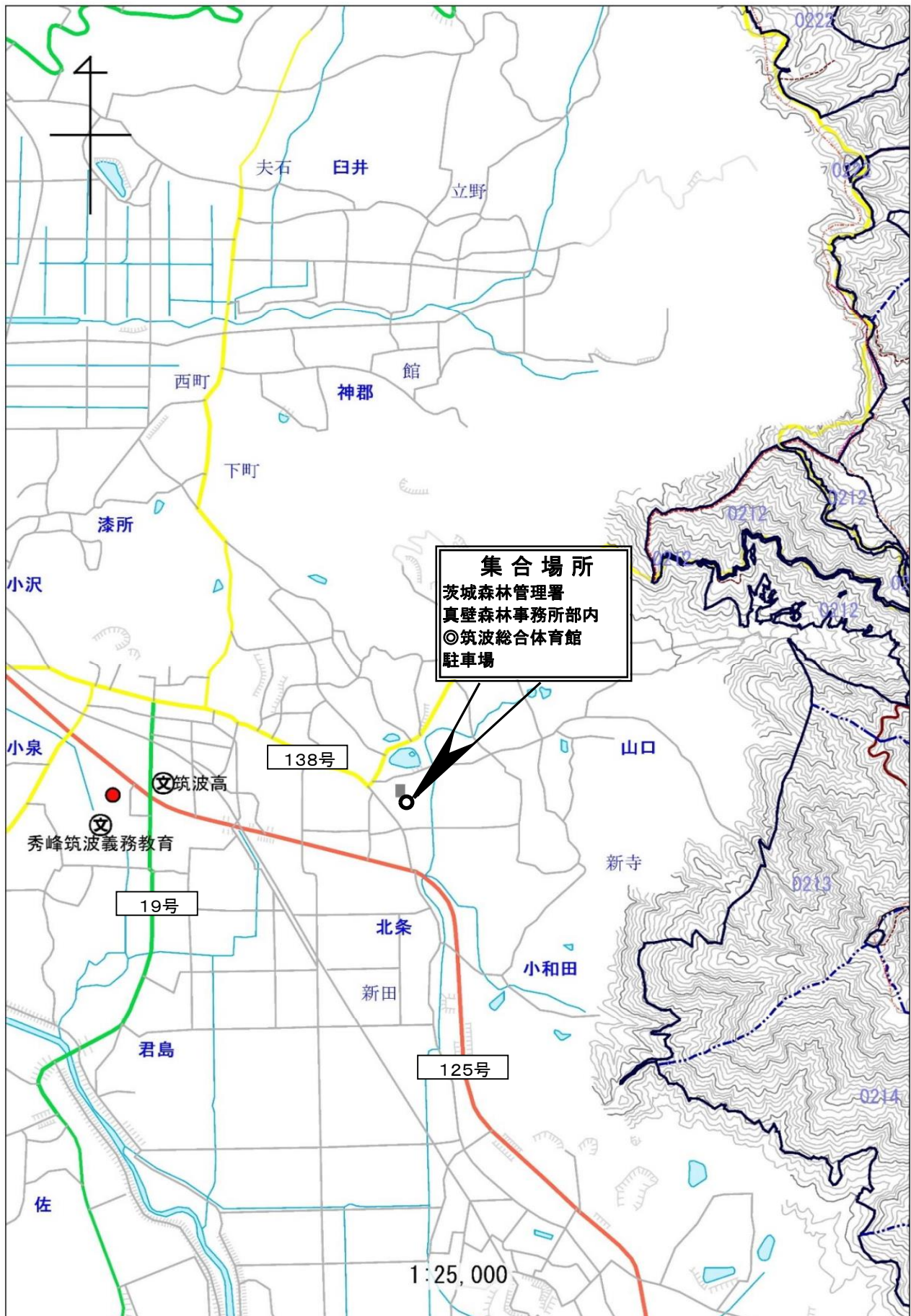
3、4号集 合 場 所 案 内



5、6号 集合場所案内図

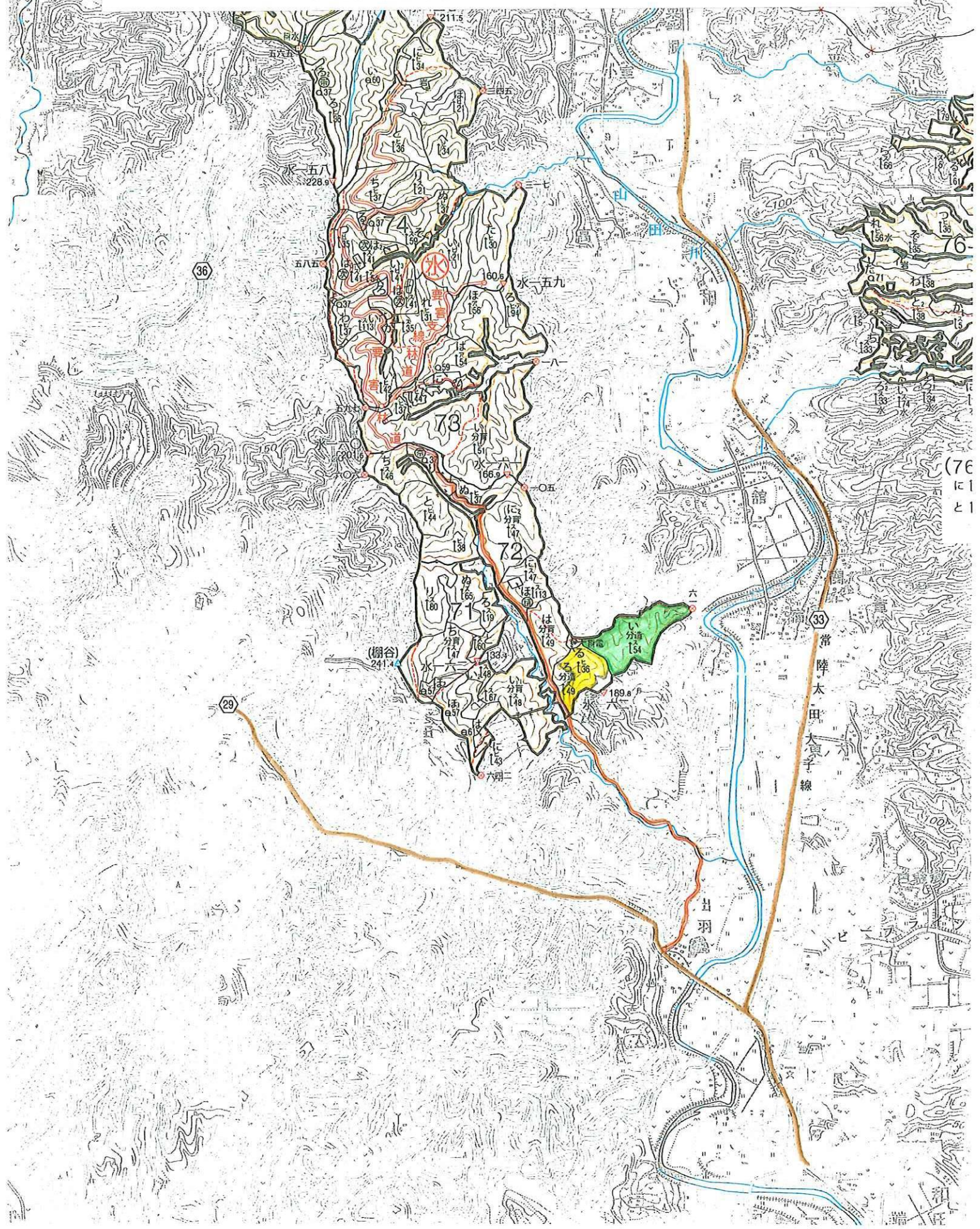


7号集合場所案内図



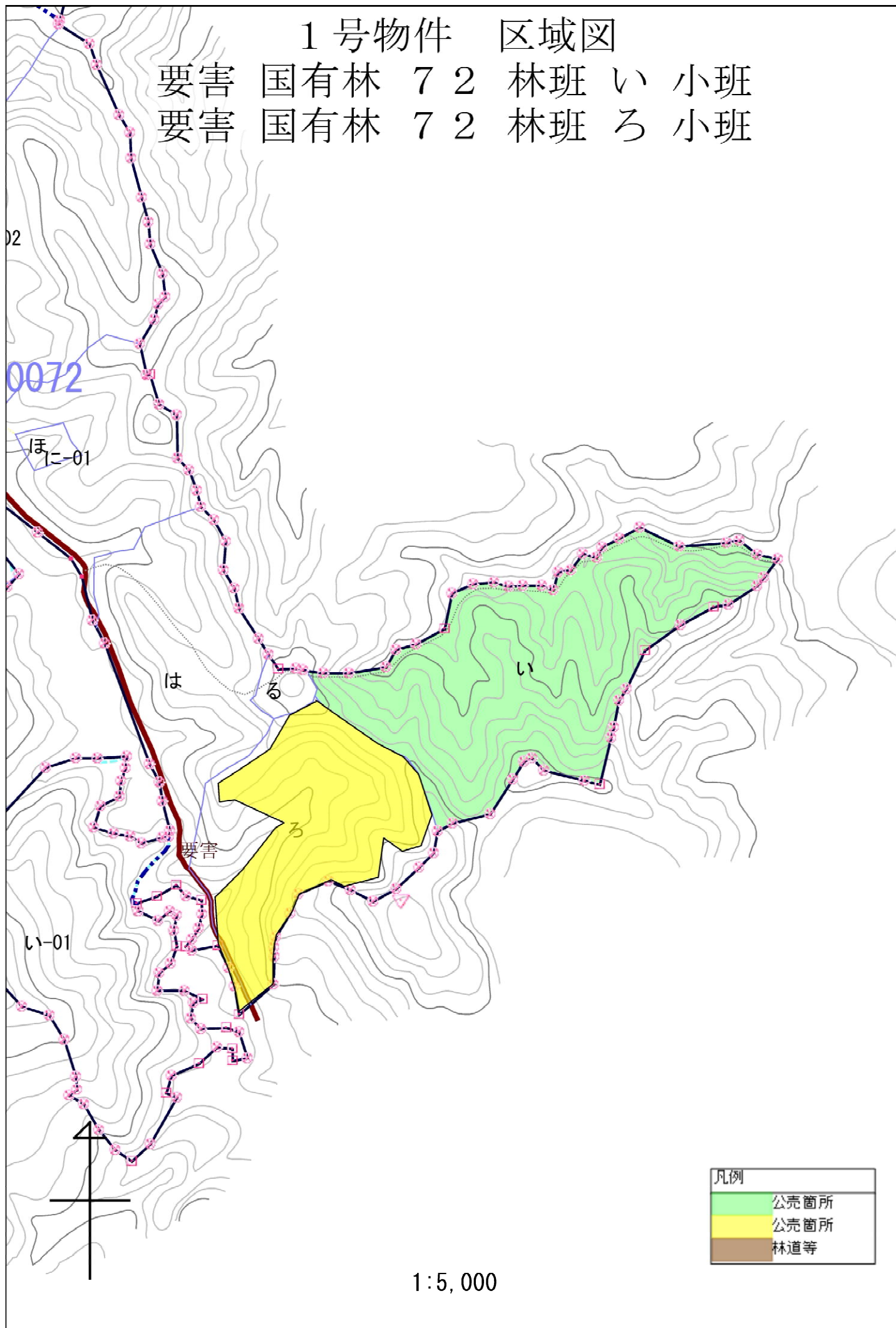
1号物件 位置図

要害 国有林 72 林班 い 小班
 要害 国有林 72 林班 ろ 小班

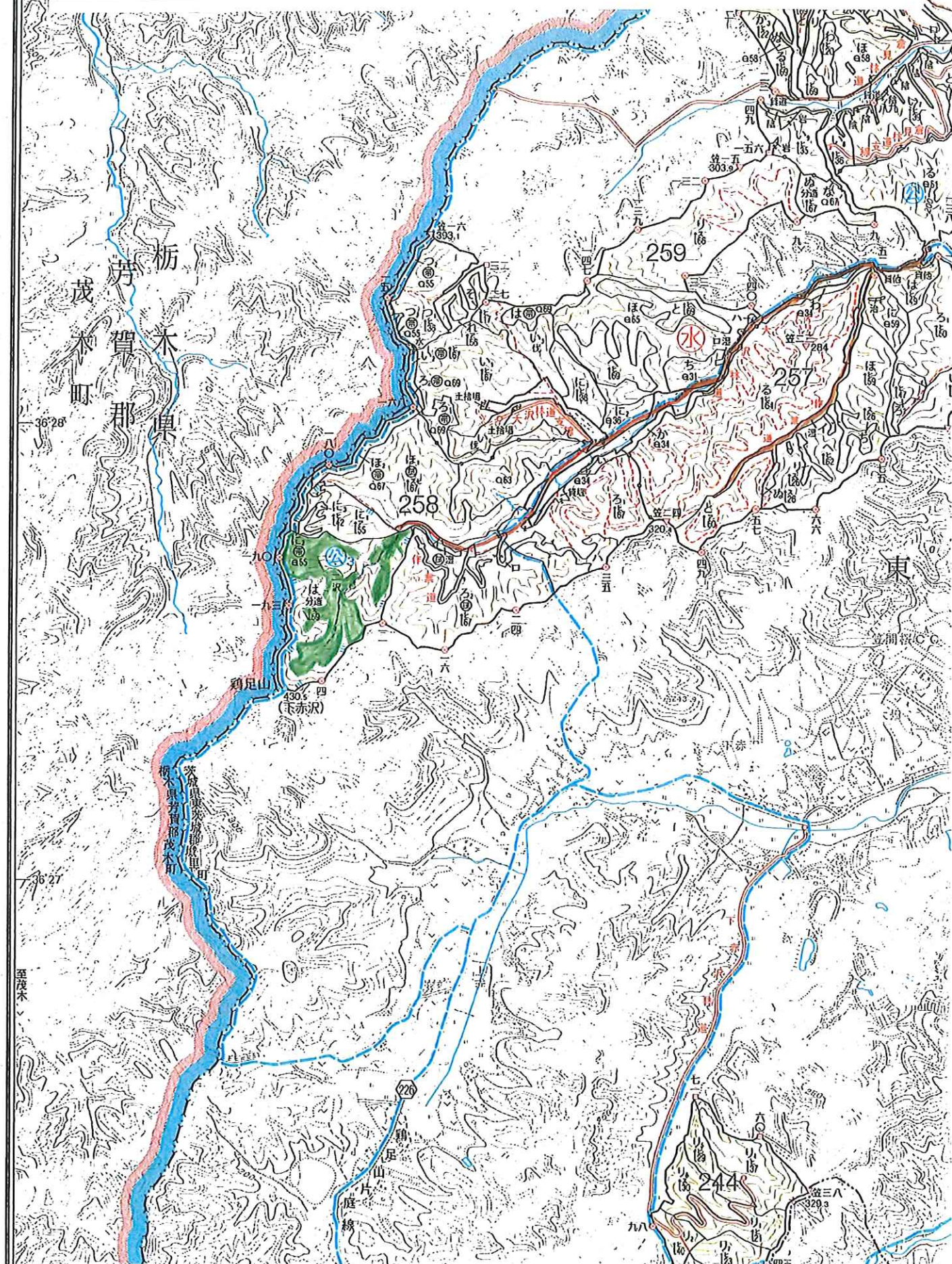


1号物件 区域図

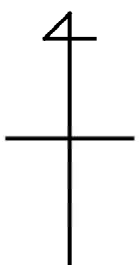
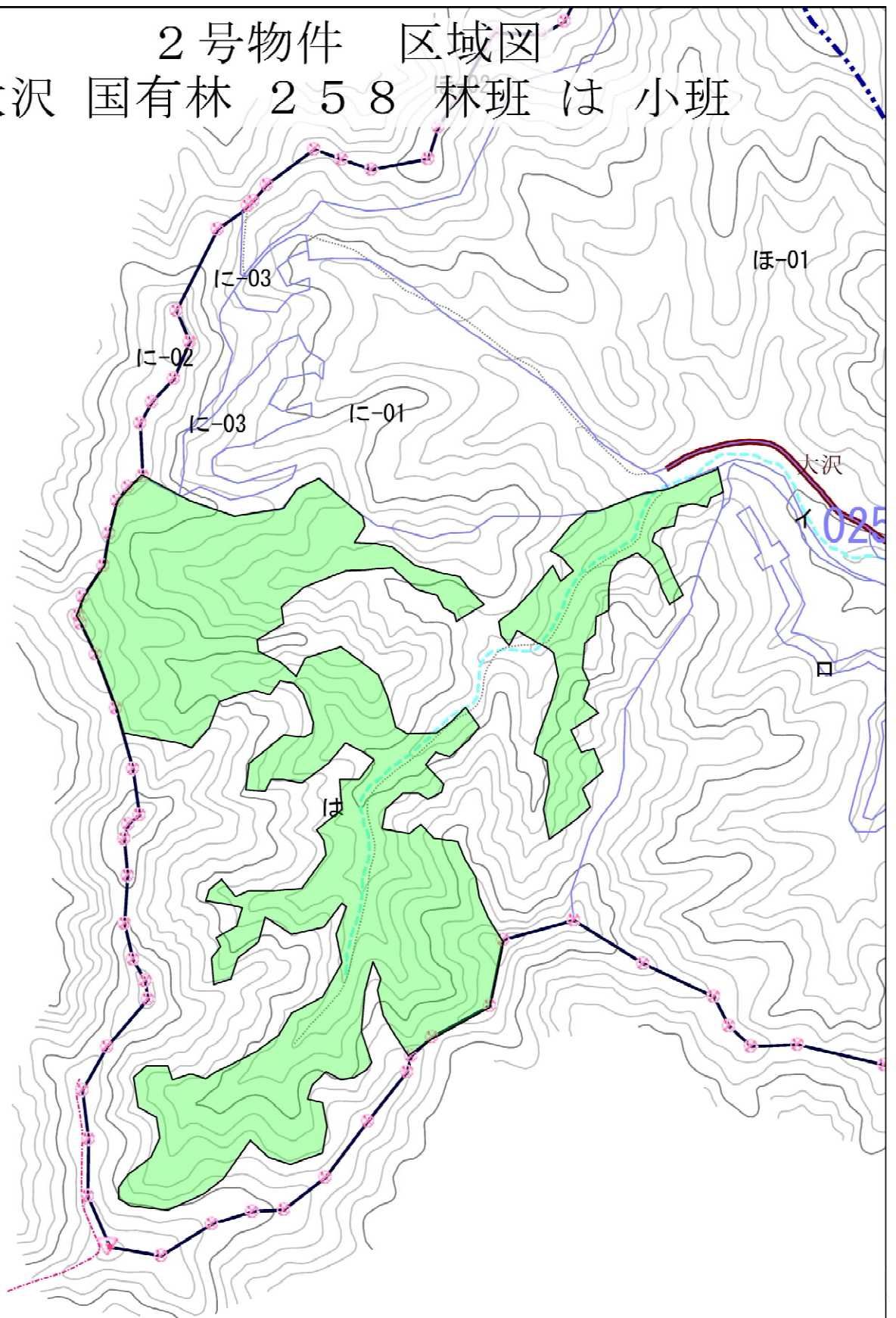
要害 国有林 72 林班 い 小班
 要害 国有林 72 林班 ろ 小班



2号物件 位置図
大沢 国有林 258 林班 は 小班



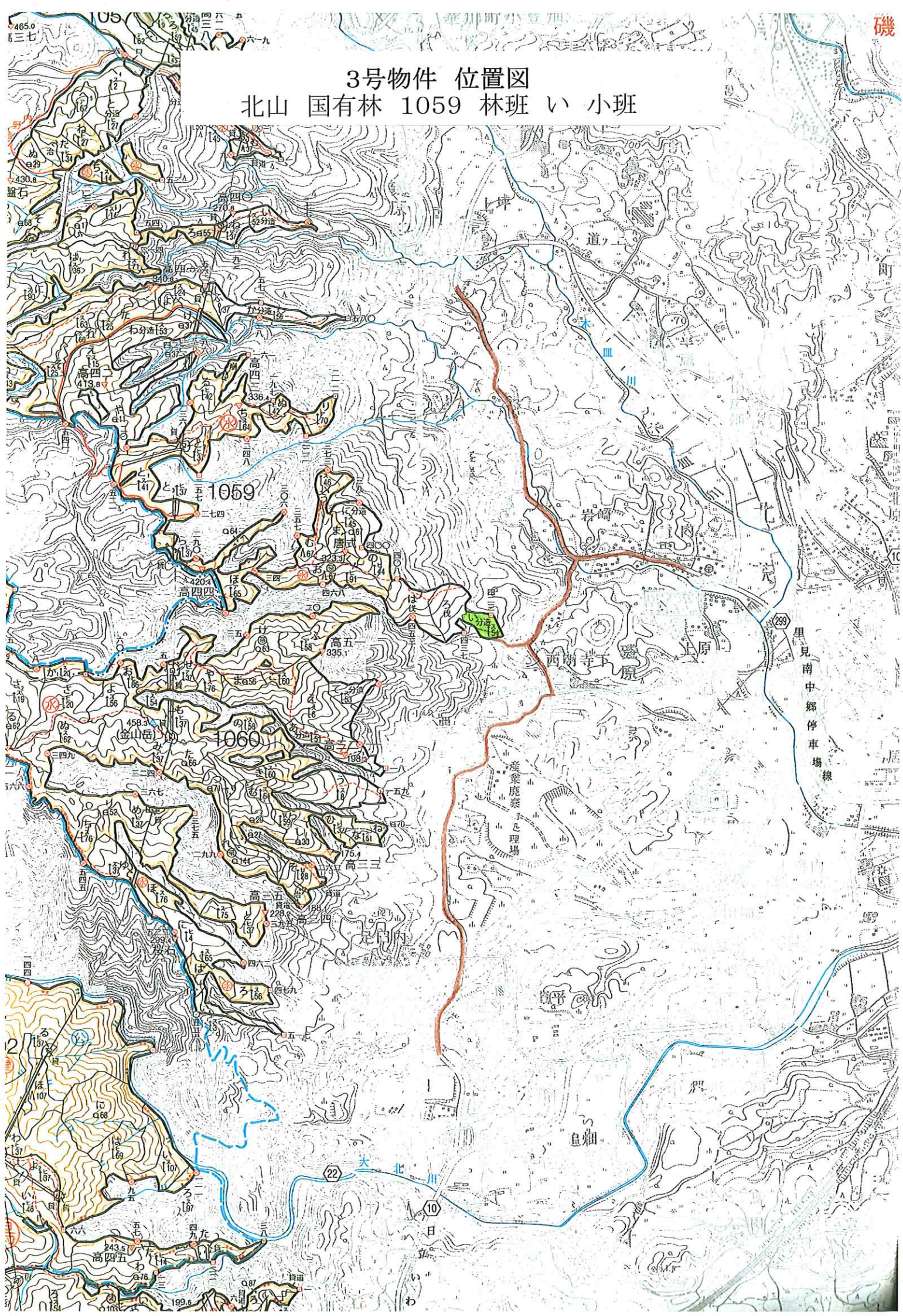
2号物件 区域図
大沢 国有林 258 林班 は 小班



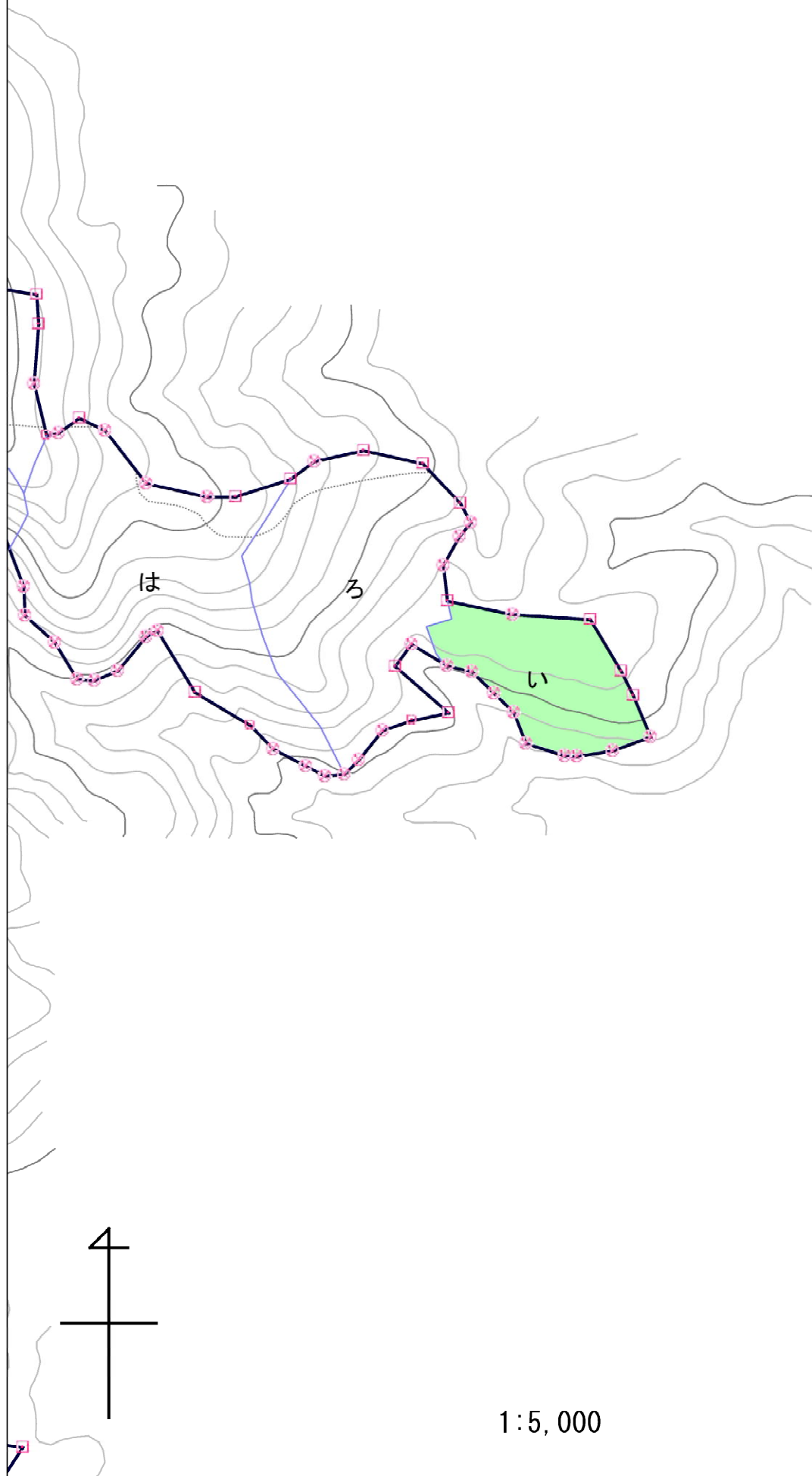
1:5,000

凡例	
	公売箇所
	林道等

3号物件 位置図
北山 国有林 1059 林班 い 小班



3号物件 区域図
北山 国有林 1059 林班 い 小班

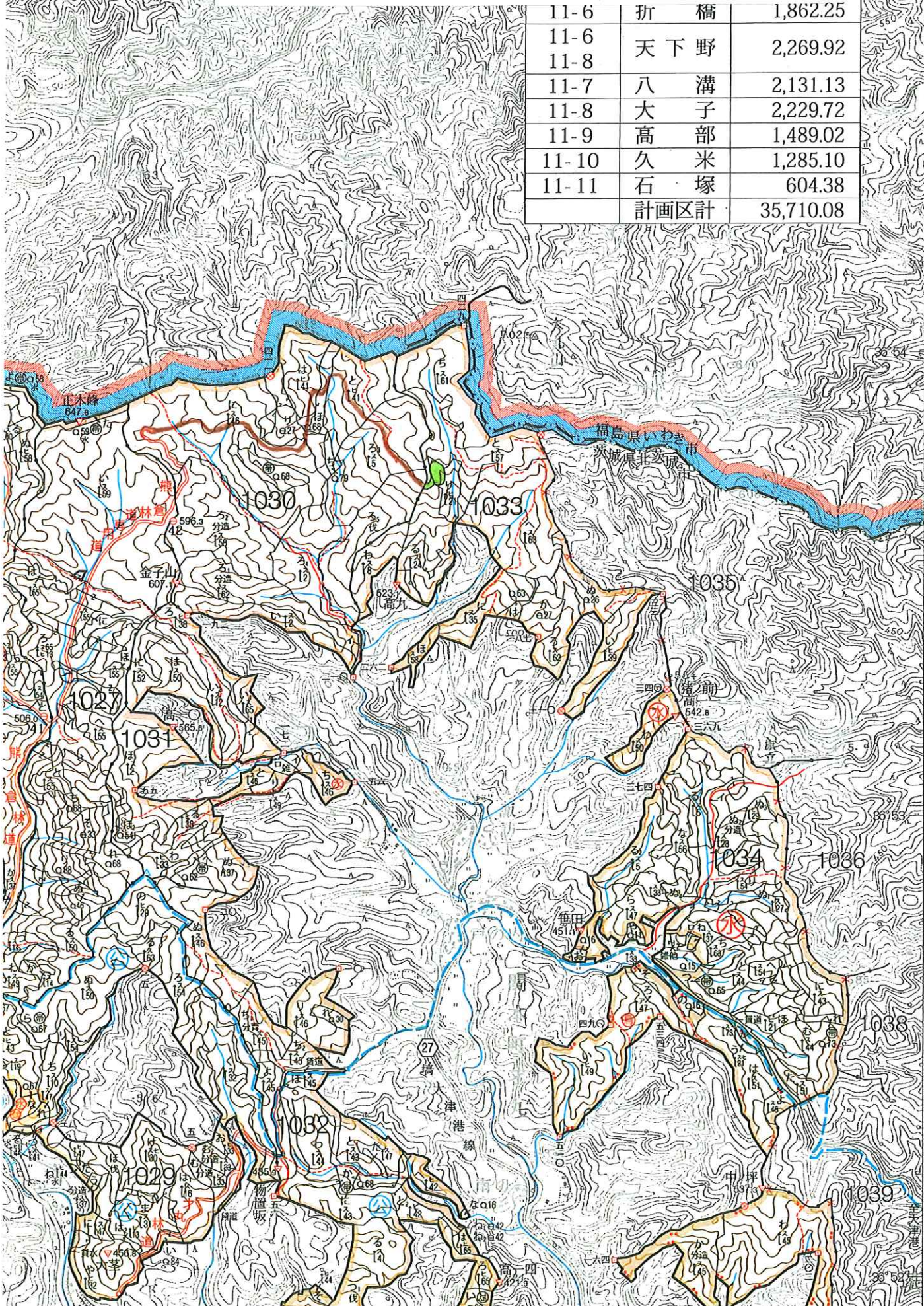


凡例	
	公売箇所
	林道等

4号物件 位置図

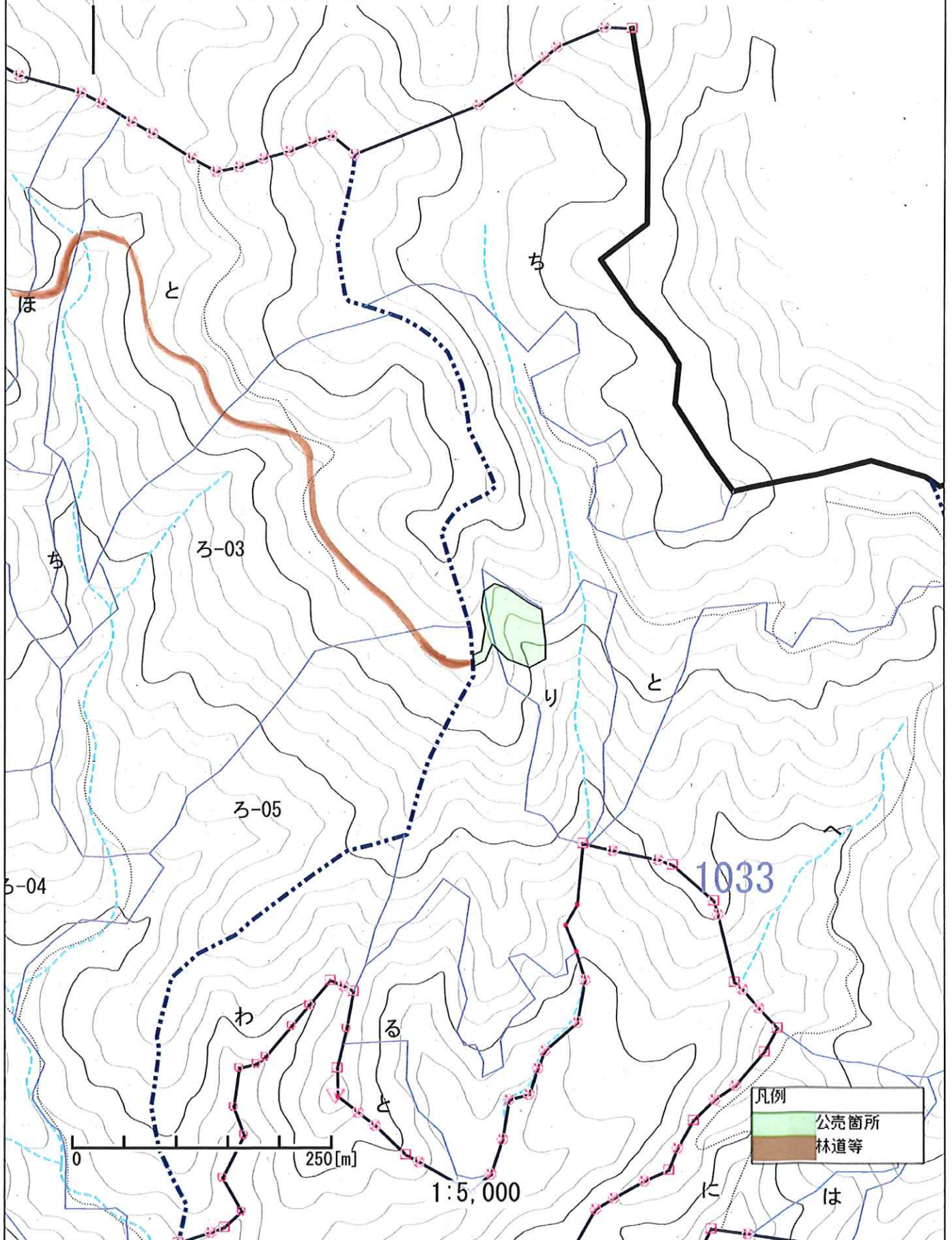
才丸山 国有林 1033 林班 と 小班
才丸山 国有林 1033 林班 り 小班

11-6	折 橋	1,862.25
11-6	天 下 野	2,269.92
11-8	八 溝	2,131.13
11-8	大 子	2,229.72
11-9	高 部	1,489.02
11-10	久 米	1,285.10
11-11	石 塚	604.38
計画区計		35,710.08

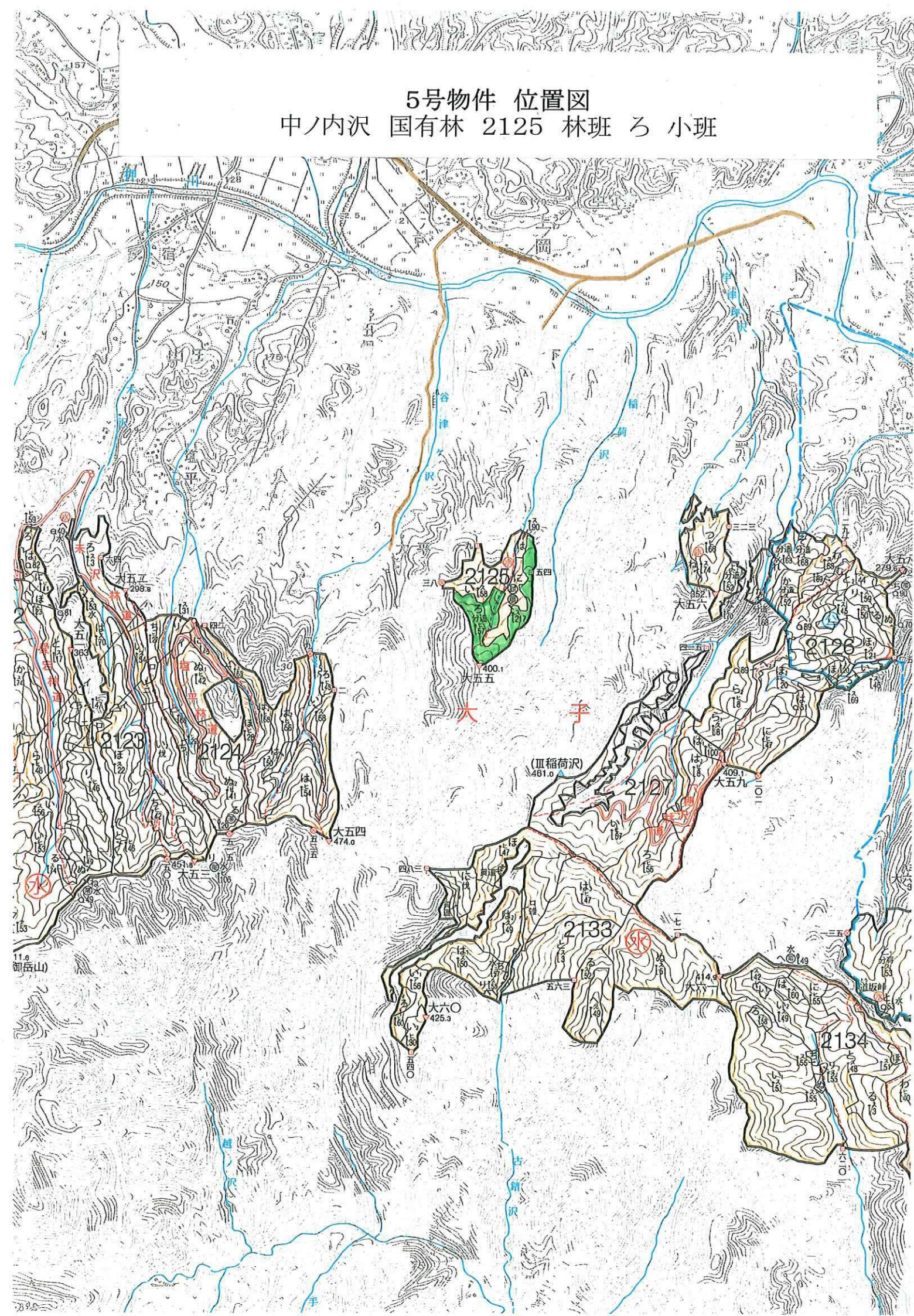


4号物件 位置図

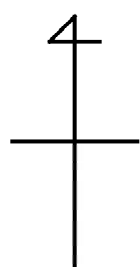
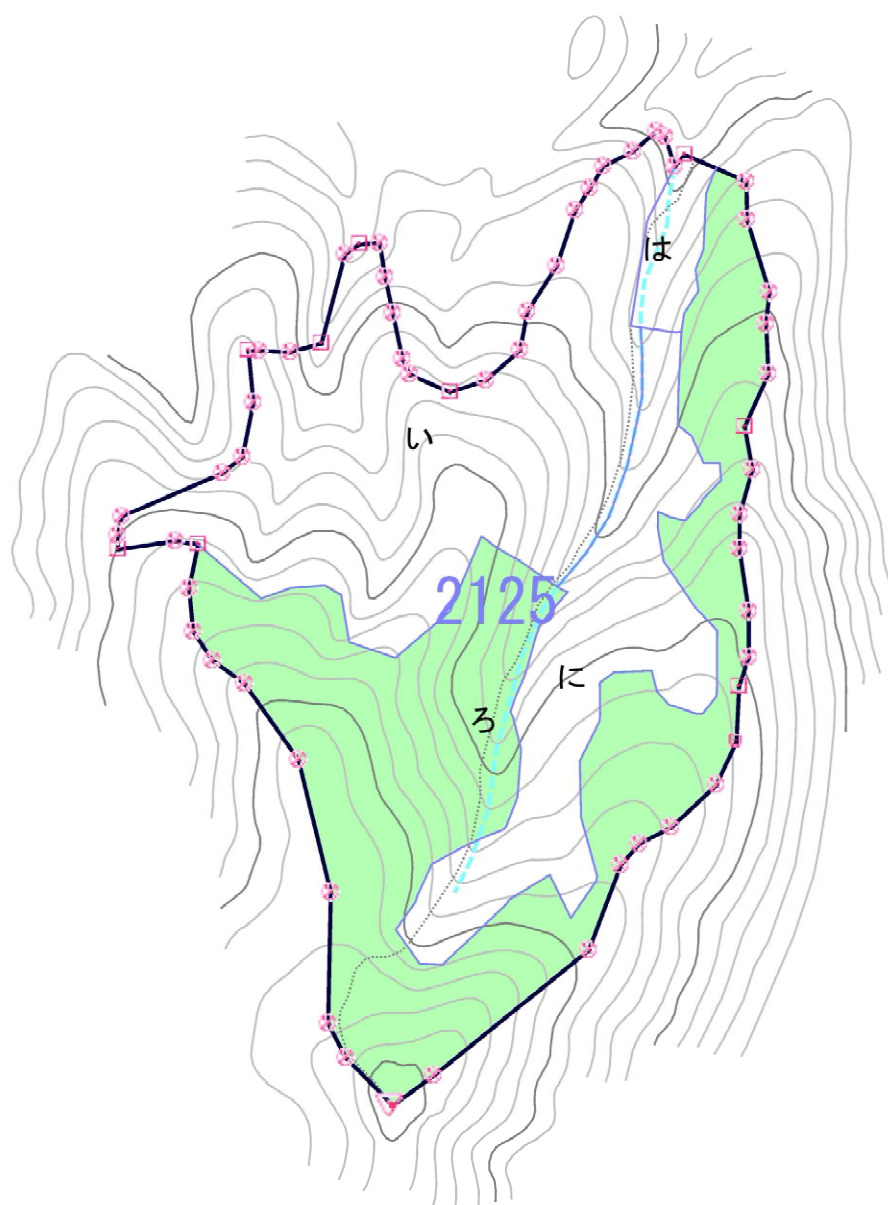
才丸山 国有林 1033 林班 と 小班
 才丸山 国有林 1033 林班 り 小班



5号物件 位置図
中ノ内沢 国有林 2125 林班 ろ 小班



5号物件 区域図
中ノ内沢 国有林 2125 林班 ろ 小班

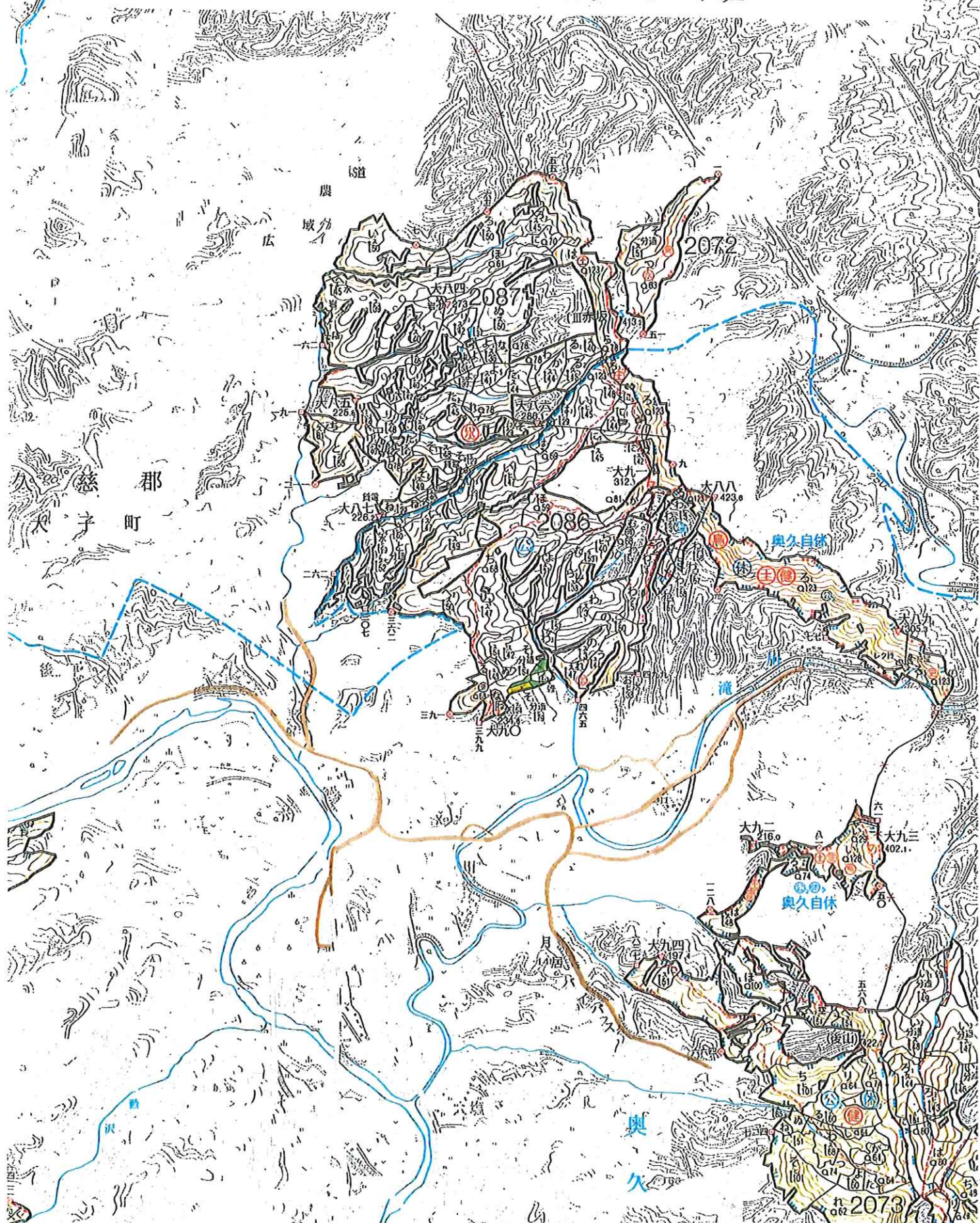


1:5,000

凡例	
	公売箇所
	林道等

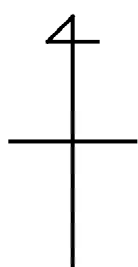
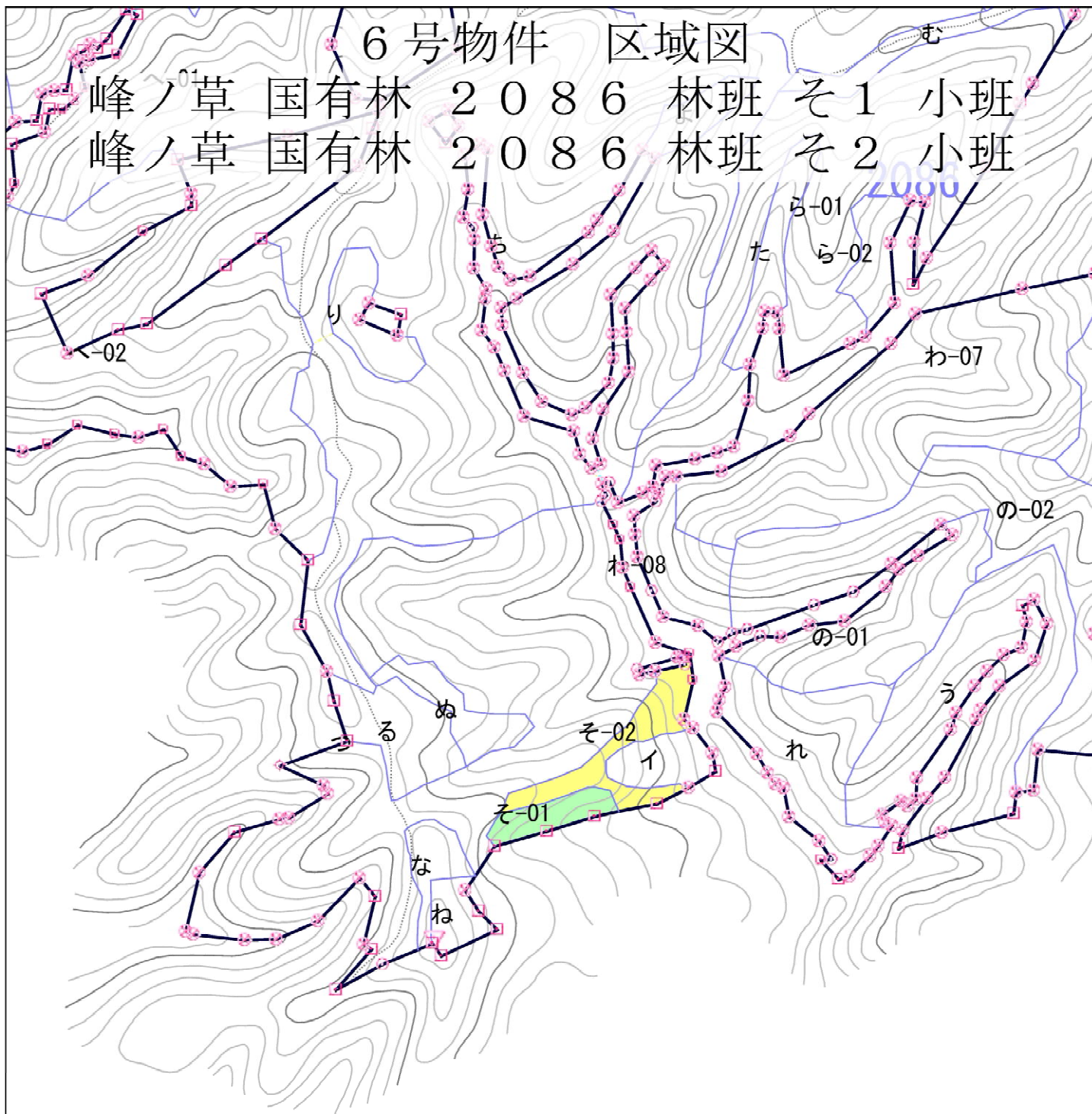
6号物件 位置図

峰ノ草	国有林	2086	林班	そ1	小班
峰ノ草	国有林	2086	林班	そ2	小班



6号物件 区域図

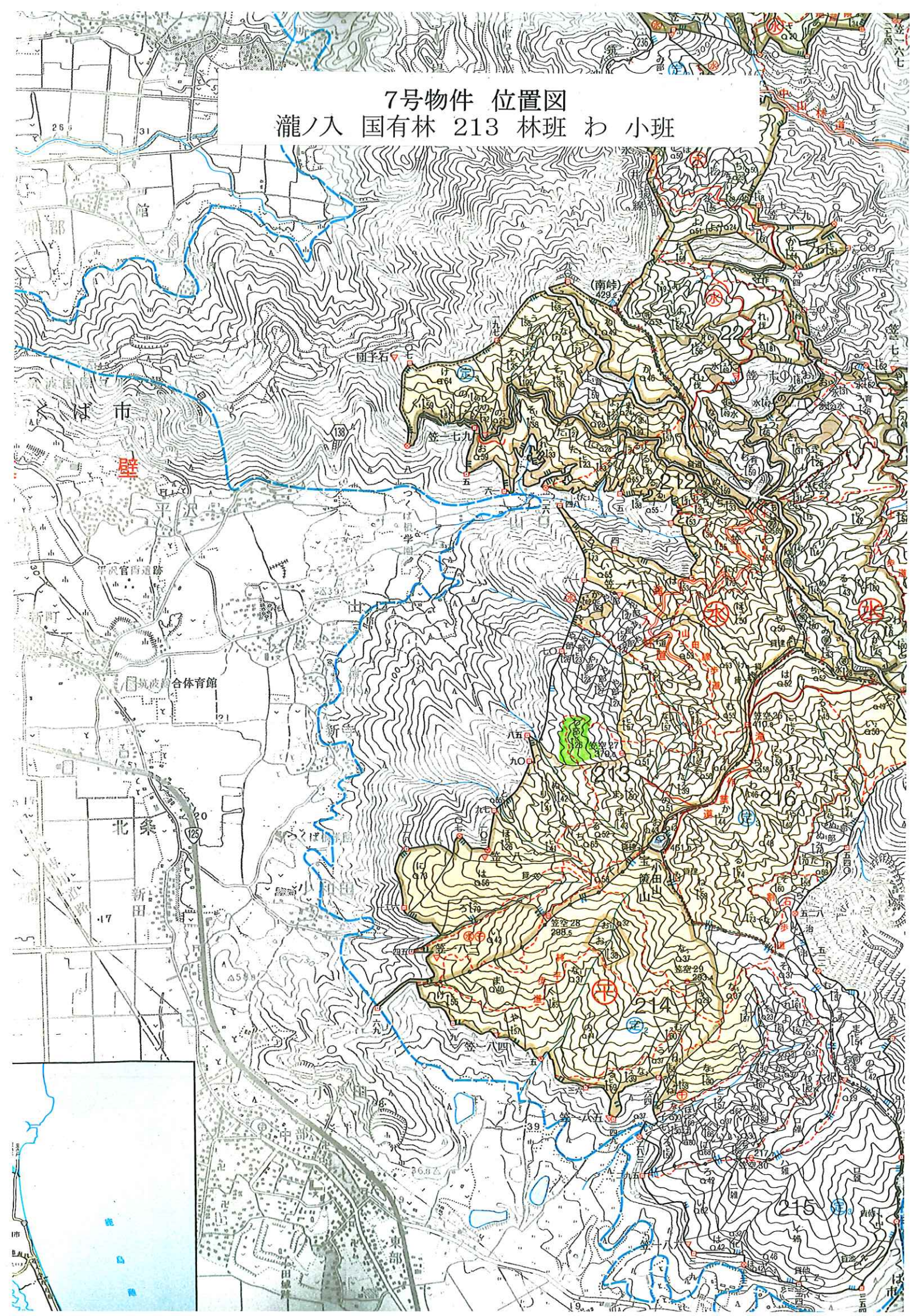
峰ノ草 国有林 2086 林班 そ1 小班
 峰ノ草 国有林 2086 林班 そ2 小班



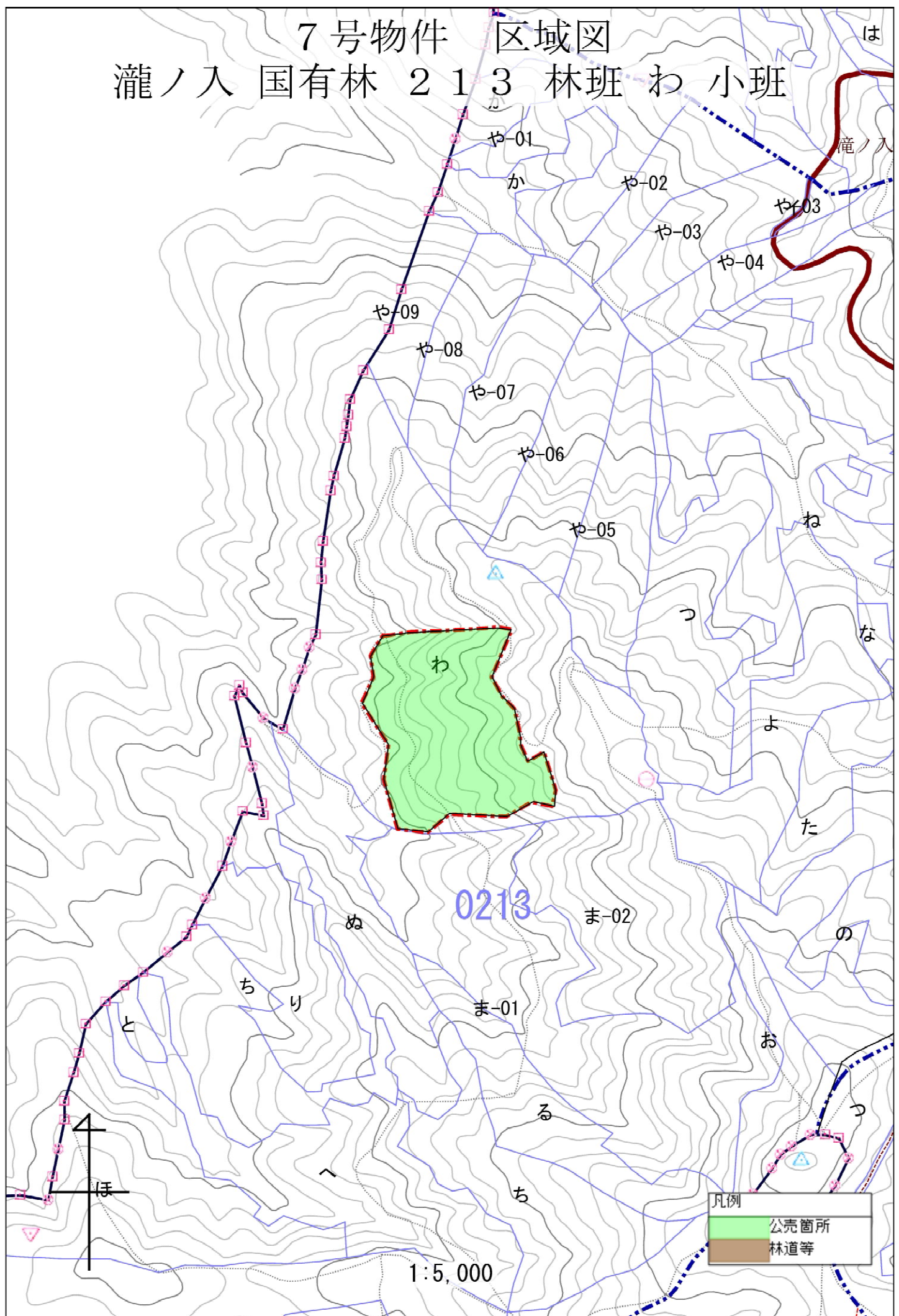
1:5,000

凡例	
	公売箇所
	公売箇所
	林道等

7号物件 位置図
瀧ノ入 国有林 213 林班 わ 小班



7号物件 区域図
瀧ノ入 国有林 2 1 3 林班 わ 小班



販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
1	要害国有林 72い林小班	60	主伐 (皆伐)	6.20	9,499	3,821.62	36ヶ月	分収造林 (3:7) 水源かん養保安林

スギ					ヒノキ					他L									
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	15	95	8.55	一般材	12	12	138	9.66	一般材									
	14	17	190	26.60		14	13	450	45.00										
	16	18	272	51.68		16	14	656	98.40										
	18	19	309	77.25		18	16	821	172.41										
	20	21	315	103.95		20	17	830	224.10										
	22	22	291	119.31		22	18	799	279.65										
	24	23	290	147.90		24	19	793	340.99										
	26	24	227	140.74		26	19	638	312.62										
	28	24	166	117.86		28	20	486	286.74										
	30	25	154	129.36		30	21	340	241.40										
	32	26	115	110.40		32	21	205	161.95										
	34	26	97	104.76		34	22	108	100.44										
	36	27	67	83.08		36	23	73	78.84										
	38	27	44	60.72		38	23	29	34.22										
	40	28	21	33.18		40	23	14	18.06										
	42	28	15	25.65		42	24	5	7.35										
	44	29	8	15.28		44	24	2	3.20										
	46	27	1	1.90															
	48	29	1	2.20															
	48	31	1	2.36															
小計			2,679	1,362.73	小計			6,387	2,415.03	小計									
低質材	10~26	13~24	167	22.83	低質材	8~32	8~21	257	18.50	低質材	16~30	10~17	9	2.53					
樹種計			2,846	1,385.56	樹種計			6,644	2,433.53	樹種計			9	2.53					

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m ³)	搬出期限	備考
1	要害国有林 72ろ林小班	55	主伐 (皆伐)	3.34	5,212	2,315.52	36ヶ月	分収造林 (3:7) 水源かん養保安林

スギ					ヒノキ					アカマツ					他L				
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	12	26	1.82	一般材	12	15	57	5.13	一般材					一般材				
	14	14	64	7.04		14	16	201	26.13										
	16	16	92	15.64		16	17	353	63.54										
	18	17	116	25.52		18	18	494	118.56										
	20	19	116	34.80		20	19	518	160.58										
	22	20	119	45.22		22	20	538	209.82										
	24	21	105	48.30		24	20	529	243.34										
	26	22	84	47.04		26	21	389	213.95										
	28	23	95	64.60		28	21	301	189.63										
	30	24	81	64.80		30	22	215	161.25										
	32	25	54	49.68		32	22	118	99.12										
	34	26	56	60.48		34	22	72	66.96										
	36	26	48	57.60		36	23	55	59.40										
	38	27	17	23.46		38	23	18	21.24										
	40	28	18	28.44		40	23	8	10.32										
	42	28	9	15.39		42	23	5	7.00										
	44	29	5	9.55		44	24	1	1.60										
	46	29	5	10.25		46	24	2	3.44										
	48	30	3	6.84															
	50	31	1	2.52															
小計			1,114	618.99	小計			3,874	1,661.01	小計					小計				
低質材	8~22	8~20	62	6.57	低質材	8~26	12~21	145	23.79	低質材	38	22	1	1.06	低質材	16~46	10~18	16	4.10
樹種計			1,176	625.56	樹種計			4,019	1,684.80	樹種計			1	1.06	樹種計			16	4.10

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m ³)	搬出期限	備考
2	大沢国有林 258は林小班	64	主伐 (皆伐)	10.80	11,646	6,641.64	36ヶ月	分収造林 (3:7) 県立自然公園第3種特別地域

スギ					ヒノキ					アカマツ					他L				
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	15	44	3.96	一般材	12	14	109	9.81	一般材	26	16	1	0.39	一般材				
	14	17	110	15.40		14	16	253	32.89		28	16	1	0.45					
	16	19	219	43.80		16	17	363	65.34		28	17	1	0.48					
	18	20	297	77.22		18	18	426	102.24		30	13	1	0.43					
	20	21	382	126.06		20	19	469	145.39		30	16	2	1.04					
	22	22	453	185.73		22	20	548	213.72		30	17	2	1.10					
	24	23	473	241.23		24	20	540	248.40		32	15	1	0.56					
	26	24	483	299.46		26	21	471	259.05		32	16	1	0.59					
	28	25	413	305.62		28	22	403	265.98		32	17	1	0.62					
	30	26	418	359.48		30	22	317	237.75		34	17	1	0.69					
	32	26	346	332.16		32	23	220	193.60		36	17	1	0.77					
	34	27	297	329.67		34	23	132	129.36		36	18	1	0.81					
	36	27	298	369.52		36	23	91	98.28		38	19	1	0.94					
	38	28	235	336.05		38	24	41	50.84		40	17	1	0.94					
	40	28	171	270.18		40	24	23	31.28		40	18	2	1.96					
	42	29	129	228.33		42	24	12	17.64		44	20	1	1.26					
	44	29	85	162.35		44	25	5	8.35										
	46	30	68	144.84															
	48	30	40	91.20															
	50	30	35	85.05															
	52	31	14	37.52															
	54	31	8	22.80															
	56	31	7	21.14															
	58	31	3	9.57															
	60	32	2	6.98															
	64	28	1	3.35															
小計			5,031	4,108.67	小計			4,423	2,109.92	小計			19	13.03	小計				
低質材	8~32	11~26	1,003	171.05	低質材	8~34	11~23	624	75.35	低質材	18~42	12~17	75	27.59	低質材	16~58	8~17	471	136.03
樹種計			6,034	4,279.72	樹種計			5,047	2,185.27	樹種計			94	40.62	樹種計			471	136.03

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m ³)	搬出期限	備考
3	北山国有林 1059い林小班	60	主伐 (皆伐)	1.42	2,201	1,330.58	36ヶ月	分収造林 (3:7)

スギ					ヒノキ					他L									
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	14	1	0.09	一般材	22	16	1	0.30	一般材									
	14	15	23	2.76		34	16	1	0.64										
	16	17	69	12.42		36	16	1	0.70										
	18	18	165	37.95															
	20	19	199	59.70															
	22	20	218	82.84															
	24	21	243	111.78															
	26	21	241	130.14															
	28	22	193	125.45															
	30	23	201	154.77															
	32	23	159	136.74															
	34	24	124	124.00															
	36	24	83	92.96															
	38	25	64	82.56															
	40	25	36	50.76															
	42	26	25	39.50															
	44	26	14	23.80															
	46	26	9	16.38															
	48	25	1	1.87															
	48	26	1	1.95															
	52	26	1	2.22															
	52	27	1	2.31															
	54	27	1	2.45															
	56	27	1	2.60															
小計			2,073	1,298.00	小計			3	1.64	小計									
低質材	12~30	14~23	100	22.25	低質材					低質材	16~38	10~16	25	8.69					
樹種計			2,173	1,320.25	樹種計			3	1.64	樹種計			25	8.69					

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
4	才丸山国有林 1033と林小班	63	主伐 (皆伐)	0.06	66	44.64	1ヶ月	水源かん養保安林

スギ					スギ					ヒノキ					他L				
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	18	17	1	0.22	一般材	46	20	1	1.41	一般材	18	14	1	0.18	一般材				
	20	18	2	0.56		46	23	1	1.60		20	16	1	0.26					
	22	17	1	0.32		48	20	1	1.51		26	17	1	0.43					
	24	17	1	0.37		48	22	1	1.64										
	24	18	1	0.40															
	24	23	1	0.51															
	26	16	1	0.41															
	26	19	2	0.98															
	28	16	1	0.47															
	28	17	2	1.00															
	28	19	1	0.56															
	28	20	2	1.18															
	30	18	1	0.60															
	30	19	3	1.89															
	30	20	1	0.67															
	30	22	1	0.73															
	32	20	1	0.76															
	32	22	1	0.82															
	34	20	3	2.55															
	34	22	2	1.86															
	36	16	2	1.54															
	36	20	1	0.95															
	36	22	2	2.08															
	36	23	1	1.08															
	38	20	1	1.04															
	38	21	2	2.18															
	38	24	1	1.24															
	40	21	1	1.19															
	42	20	1	1.23															
	44	22	1	1.44															
	44	23	2	3.00															
	44	25	1	1.63															
小計					小計			49	41.62	小計			3	0.87					
低質材					低質材	16~32	6~13	7	1.82	低質材	16	11	1	0.11	低質材	10~18	4~7	6	0.22
樹種計					樹種計			56	43.44	樹種計			4	0.98	樹種計			6	0.22

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
4	才丸山国有林 1033㍿林小班	27	主伐(皆伐)	0.35	490	161.64	1ヶ月	水源かん養保安林

[illegible]

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
5	中ノ内沢国有林 2125ろ林小班	63	主伐 (皆伐)	6.06	8,722	4,016.16	36ヶ月	分収造林 (3:7)

スギ					ヒノキ					アカマツ					アカマツ				
材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積	材種	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	16	6	0.60	一般材	12	16	208	20.80	一般材	24	18	1	0.38	一般材	42	22	1	1.26
	14	18	21	3.15		14	17	488	68.32		24	19	3	1.20		42	23	2	2.62
	16	19	51	10.20		16	18	776	147.44		24	20	1	0.43		44	22	1	1.37
	18	21	67	18.09		18	18	847	203.28		24	21	1	0.45		44	23	2	2.84
	20	22	106	37.10		20	19	860	266.60		24	22	1	0.47		50	23	1	1.84
	22	23	131	56.33		22	19	838	310.06		26	17	3	1.26		52	23	1	1.99
	24	24	112	59.36		24	20	756	347.76		26	20	1	0.49					
	26	25	113	72.32		26	20	633	329.16		26	22	1	0.54					
	28	26	97	73.72		28	21	470	296.10		28	18	1	0.51					
	30	26	108	92.88		30	21	415	294.65		28	19	4	2.16					
	32	27	85	85.00		32	21	252	199.08		28	20	3	1.71					
	34	27	69	76.59		34	21	174	153.12		28	21	2	1.20					
	36	28	67	85.76		36	22	106	108.12		28	23	1	0.65					
	38	28	43	61.49		38	22	45	50.40		30	17	1	0.55					
	40	29	47	76.61		40	22	28	34.16		30	19	1	0.61					
	42	29	30	53.10		42	22	10	13.30		30	20	4	2.56					
	44	30	17	33.66		44	22	6	8.64		30	21	3	2.01					
	46	30	25	53.25		46	23	2	3.28		30	22	1	0.70					
	48	30	6	13.68		48	23	1	1.76		30	23	1	0.73					
	50	31	6	15.12		52	22	1	1.92		32	21	4	3.00					
	52	31	5	13.40							34	19	1	0.76					
	54	31	5	14.25							34	20	1	0.79					
	56	32	4	12.48							34	21	1	0.82					
											34	22	2	1.72					
											34	23	1	0.89					
											36	20	2	1.76					
											36	22	2	1.90					
											38	21	2	2.04					
											38	22	2	2.12					
											38	24	1	1.14					
											40	22	1	1.17					
											40	23	1	1.21					
小計			1,221	1,018.14	小計			6,916	2,857.95						小計			63	49.85
低質材	8~24	12~24	13	2.11	低質材	8~32	13~21	445	62.18						低質材	16~36	14~22	51	20.98
樹種計			1,234	1,020.25	樹種計			7,361	2,920.13						樹種計			114	70.83

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
5	中ノ内沢国有林 2125ろ林小班	63	主伐 (皆伐)	6.06	8,722	4,016.16	36ヶ月	分収造林 (3:7)

[illegible]

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
6	峰ノ草国有林 2086号1林小班	85	主伐 (皆伐)	0.25	459	196.02	36ヶ月	分収造林 (2:8) 県立自然公園普通地域

[illegible]

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
6	峰ノ草国有林 2086号2林小班	60	主伐 (皆伐)	0.47	819	403.19	36ヶ月	分収造林 (2:8) 県立自然公園普通地域

[illegible]

入札番号	物件所在地	林齢	伐採種	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
7	瀧ノ入国有林 213わ林小班	39	間伐	2.80	311	110.30	24ヶ月	分収造林 (3:7) 国定公園第3種特別地域

[illegible]

